



国民年金だより

問 町民課 町民窓口係 ☎42-2633

令和6年度 国民年金保険料の納付をお忘れなく

令和6年4月から令和7年3月分の国民年金保険料は、**月額16,980円**です。

年金機構から送られてくる納付書を使用し、納付期限までに納めてください。

■納付方法

方法	場所・種類
現金払い	郵便局、銀行などの金融機関、コンビニエンスストア
スマホ決済	auPAY、d払い、PayPay、PayB
クレジットカード	役場、各支所でクレジットカード納付申出書を提出

■お得な支払い方法

次の支払い方法を利用する場合は、保険料が割引されます。

- ・まとめて前払いする
- ・口座振替を利用する

年金事務所による年金相談を開設します(事前予約制)

令和6年度の函館年金事務所による年金相談は、次のとおり開設されます。

相談をよりスムーズにするため、事前に時間予約していただくこととなりますので、相談日の6日前までに、役場町民課へ電話などで予約してください

■開設日 5月23日(木)
11月14日(木)

■時間 10:30~15:00 (12:00~13:00除く)

■会場 役場(町民室)

※相談される方がご本人でない場合、委任状が必要となります。(用紙は役場にあります)

お得です! 年金が増える「付加年金」

定額の保険料に**月額400円**の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に**付加年金**が加算されます。

右記の例のように、受給できる付加年金の年額は「**200円×付加保険料を納めた月数**」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。(物価スライドはありません)

手続きは、役場町民課または各支所で行えます。

例えば、付加保険料を10年間納めると…

▽10年間に支払う保険料

$$400円 \times 120月 = 48,000円$$

▽1年間で受給できる付加年金

$$200円 \times 120月分 = 24,000円$$

$$(24,000円 \times 2年 = 48,000円) ※$$

※上記のとおり2年で納めた保険料の元がとれることとなります。

お得だね!

